

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から6年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度予算額（案）：4,866百万円(前年度予算額：4,738百万円)

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）
⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）

- ✓ 全公立小中学校に対する配置（27,500校）

- いじめ・不登校対策のための重点配置：**500校**（新規）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- 教育支援センターの機能強化：**250箇所**
- 虐待対策のための重点配置：**1,000校**（新規）
- 貧困対策のための重点配置：**1,400校**

- スーパーバイザーの配置：**67人**（新規）

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度予算額（案）：1,806百万円(前年度予算額：1,722百万円)

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市・中核市



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）

- ✓ 全中学校区に対する配置（10,000中学校区）

- いじめ・不登校対策のための重点配置：**500校**（新規）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- 教育支援センターの機能強化：**250箇所**（新規）
- 虐待対策のための重点配置：**1,000校**（新規）
- 貧困対策のための重点配置：**1,400校**

- スーパーバイザーの配置：**67人**（←47人）

補助制度

求められる能力・資格

基盤となる配置

いじめ
不登校

虐待
貧困

質の向上

重点配置等

高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和2年度予算額（案） 55百万円
（前年度予算額 130百万円）



高等学校においては、生徒の基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図ること、定時制・通信制課程における生徒等の多様な学習ニーズ等に対応すること、広域通信制高校の適切な運営と教育の質の確保が求められていることから、実証研究により、高等学校における教育の質の確保並びに多様性への対応の充実を図る。

高等学校における教育の質の確保・多様性への対応のための調査研究

高等学校の魅力化と教育の質の確保に向けた調査研究

- ◆「高校生のための学びの基礎診断」測定ツールの難易度等に関する調査研究
「高校生のための学びの基礎診断」は、民間事業者により出題内容や難易度等が様々であるため、民間事業者間の測定ツールの難易度等に関する調査研究を行う。
- ◆新学習指導要領への対応を踏まえた対象教科・科目等の在り方に関する調査研究
「高校生のための学びの基礎診断」の対象教科である国語・数学・英語以外の共通必修科目等の取扱いについて検討するための調査研究を行う。
- ◆高等学校教育魅力化プラットフォームの運営・充実
高等学校が取り組む改革事例の収集・分析を行い、教育改革の取組事例の普及を図る。

多様性への対応に関する調査研究

- ◆定時制・通信制課程における新学習指導要領への対応に関する実証研究
定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。
- ◆定時制・通信制課程における多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及
定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

広域通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究

- ◆広域通信制高等学校の管理運営等に関する点検調査の実施
- ◆広域通信制高等学校における管理運営や教育指導に関する評価等の在り方や教員研修の在り方に関する実証研究を実施

要保護児童生徒援助費補助金

令和2年度予算額（案） 626百万円
（前年度予算額 669百万円）



背景説明

○学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、**市町村は、必要な援助を与えなければならない。**」とされており、また、就学援助法等において、**国は市町村に対して必要な援助を行う**こととされている。



目的・目標

○経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、**義務教育の円滑な実施に資する。**



事業内容

【要保護者への就学援助】（平成28年度 約13万人）

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、医療費、学校給食費

※平成29年度からは、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう要綱を改正済み。
文部科学省としては、自治体に対してこの入学前支給の導入を通知等で積極的に促している。

◆国庫補助率：1/2（予算の範囲内）

◆令和2年度予算案：

- ・中学校の「新入学児童生徒学用品費等」の**単価引き上げ**
57,400円 → 60,000円（+2,600円）
- ・学用品費等について消費税増税を踏まえた**単価引き上げ**



【準要保護者への就学援助】（平成28年度 約130万人）

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

成果、事業を実施して、
期待される効果

子供たちの将来がその生まれ育った家庭の環境によって左右されることのない社会の実現

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和2年度予算額（案）
（前年度予算額

911百万円
594百万円）



背景説明

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。
- 本事業は、平成28年熊本地震を発端として同年度から実施。



目的・目標

- 被災により就学困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

- 大規模災害（熊本地震，平成30年7月豪雨，北海道胆振東部地震，令和元年台風第19号）により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**一部（2/3）を国庫で支援**する。

【小・中学校】

- （対象者） 被災により就学困難となった児童生徒
 - （対象事業） 市町村等において行う就学援助事業
 - （対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
- ※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【私立高等学校等】

- （対象者） 被災により就学等が困難となった児童生徒
- （対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

【専修学校・各種学校】

- （対象者） 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
 - ・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
 - ・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
- （対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

【高等学校】

- （対象者） 被災により就学困難となった生徒
- （対象事業） 都道府県において行う奨学金事業

【特別支援学校等】

- （対象者） 被災により就学困難となった幼児児童生徒
（被災により支弁区分が変更となった者も含む）
- （対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
- （対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



成果、事業を実施して、
期待される効果

被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和2年度予算額（案） 3,020百万円 【東日本大震災復興特別会計】
（前年度予算 4,382百万円）



背景説明

- 東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

- 被災により就学困難となった児童生徒等に対して都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

- 東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

<現状>

- 本事業の支援者数は、発災直後には約6万8千人（うち、被災3県は約5万4千人）であったが、被災地の復興に伴い、支援者数は減少。
- 2018（平成30）年度には発災直後の半数以下まで減少したが、いまだ約2万5千人（うち、被災3県は約2万3千人）が支援対象となっている。

【小・中学校】

- （対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
 - （対象事業） 市町村等において行う就学援助事業
 - （対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
- ※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【高等学校】

- （対象者） 震災により就学困難となった生徒
- （対象事業） 都道府県において行う奨学金事業

【特別支援学校等】

- （対象者） 震災により就学困難となった幼児児童生徒（震災により支弁区分が変更となった者も含む）
- （対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
- （対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



【私立学校】

- （対象者） 震災により就学等が困難となった幼児児童生徒
- （対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

【専修学校・各種学校】

- （対象者） 震災により職業技術的教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
 - ・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
 - ・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
 - （対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業
- ※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

成果、事業を実施して、期待される効果

被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

15. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する 実証事業

(前年度予算額)	995百万円)
令和2年度予算額(案)	995百万円

1. 要 旨

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

2. 内 容

【実施期間】

2017（平成29）～2021（令和3）年度の5年間

【支給対象学校種】

私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、
特別支援学校（小学部、中学部）

【授業料負担の軽減】

年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行う。
（最大で年額10万円）

【実態把握】

義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて
実態把握のための調査を行う。

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業

令和2年度予算額（案）995百万円
（前年度予算額 995百万円）



背景説明

- 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない。（教育基本法）
- 私立学校も「公の性質」を有する学校として、公立学校とともに義務教育制度の一翼を担っている。
- 私立小学校の授業料平均は約43万円、私立中学校の授業料平均は約41万円であり、家庭の経済的負担が大きい。
（教育基本法、学校教育法により、国立又は公立の小中学校は無償。）

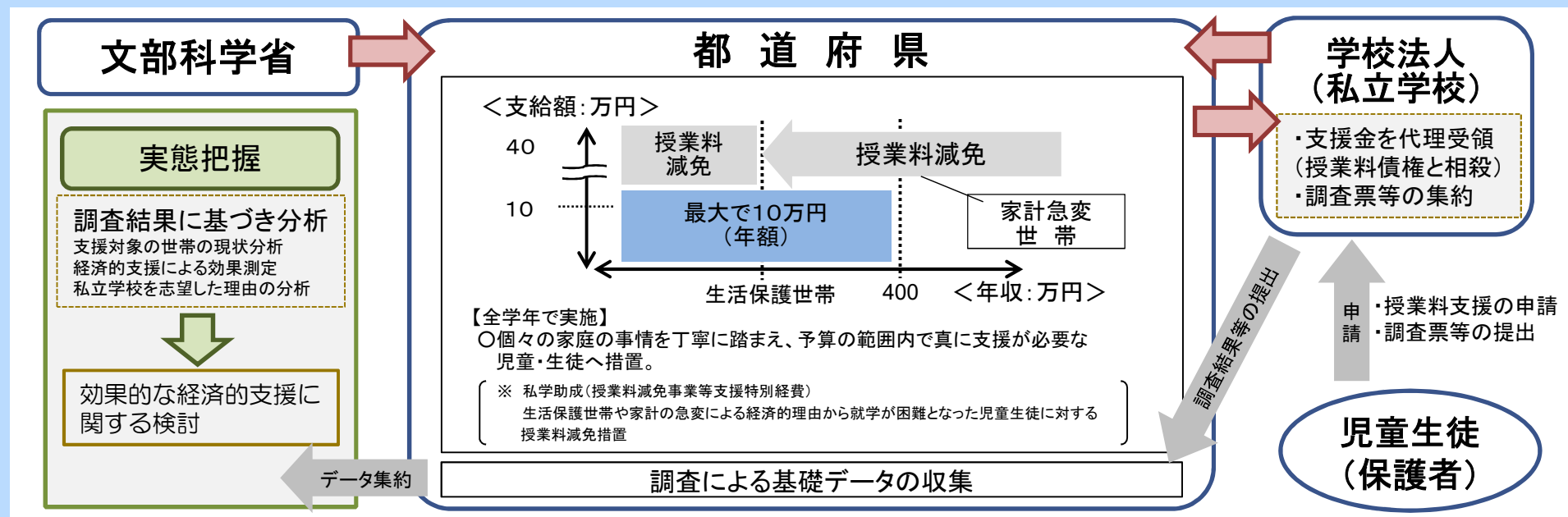


目的・目標

- 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

事業内容

- ◆ 様々な事情から私立小中学校等に進学しているものの、経済的には厳しい世帯（年収約400万円未満）をいかに支援できるかという観点から、支援対象世帯の経済状況や私立小中学校等を選択した理由などを把握するための5年間の実証事業。【実施期間】2017年度～2021年度



成果、事業を実施して期待される効果

私立小中学校等を希望した理由や家庭の経済状況などについて調査結果に基づく分析を行うことで、効果的な経済的支援に関する検討が可能となる。

16. 高校生等への修学支援等

(前年度予算額)	393,921百万円)
令和2年度予算額(案)	448,391百万円

1. 要 旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

また、高校中途退学の未然防止及び高校中退者に対する修学支援等による切れ目ない支援を推進する。

2. 内 容

(1) 私立高等学校授業料の実質無償化等

425,317百万円(371,027百万円)

① 私立高等学校授業料の実質無償化(高等学校等就学支援金交付金)

424,795百万円(370,894百万円)

私立高等学校等に通う年収590万円未満世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金の支給上限額を私立高等学校の平均授業料を勘案した水準(39万6,000円※)まで引き上げることにより、私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

※私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は29万7,000円

(高等学校等就学支援金の概要)

- 対象となる学校種は、国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。
- 年収約910万円未満の世帯の生徒等が対象(所得の判断基準は、課税所得をもとに各種税額控除の影響を受けない基準により判定(令和2年7月から適用))。

② 専攻科の生徒への修学支援の創設

245百万円(新 規)

高等学校及び特別支援学校の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、都道府県が支援事業を行う場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。

○都道府県が授業料に係る支援を行う場合に、その経費の1/2を国が補助

○都道府県が授業料以外の教育費に係る支援を行う場合、その経費の1/3を国が補助(※)

※高校生等奨学給付金の内数

③ 高校等で学び直す者に対する修学支援

276百万円(133百万円)

高等学校等を中退した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が継続

して授業料に係る支援金を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。

私立高校等に通う生徒の支給上限額(29万7,000円)を年収590万円未満世帯まで拡充(現行は年収270万円未満世帯まで)。

※上記のほか、高等学校等就学支援金事務費交付金等を措置

2,793百万円(2,503百万円)

(2) 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)〔補助率1/3〕

13,610百万円(13,931百万円)

○非課税世帯【全日制等】(第1子)の給付額の増額により、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

○高等学校の専攻科に通う生徒について、新たに支援の対象とする。(再掲)

【給付額】

○生活保護受給世帯【全日制等・通信制】

- ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 32,300円
- ・私立の高等学校等に在学する者 年額 52,600円

○非課税世帯【全日制等】(第1子単価)

- ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 82,700円 → 84,000円(+1,300円)
- ・私立の高等学校等に在学する者 年額 98,500円 → 103,500円(+5,000円)

○非課税世帯【全日制等】(第2子以降単価)

- ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 129,700円
- ・私立の高等学校等に在学する者 年額 138,000円

○非課税世帯【通信制】

- ・国公立の高等学校等に在学する者 年額 36,500円
- ・私立の高等学校等に在学する者 年額 38,100円

○生活保護・非課税世帯【専攻科】(新規)

- ・国公立の専攻科に在学する者 年額 36,500円
- ・私立の専攻科に在学する者 年額 38,100円

(3) 高校中途退学の未然防止及び高校中退者に対する修学支援等による切れ目ない支援

6,948百万円(6,592百万円)

① スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用【再掲】

6,671百万円(6,460百万円)

② 高校等で学び直す者に対する修学支援【再掲】

276百万円(133百万円)

私立高等学校授業料の実質無償化

令和2年度予算額（案） 424,795百万円
（前年度予算額 370,894百万円）



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



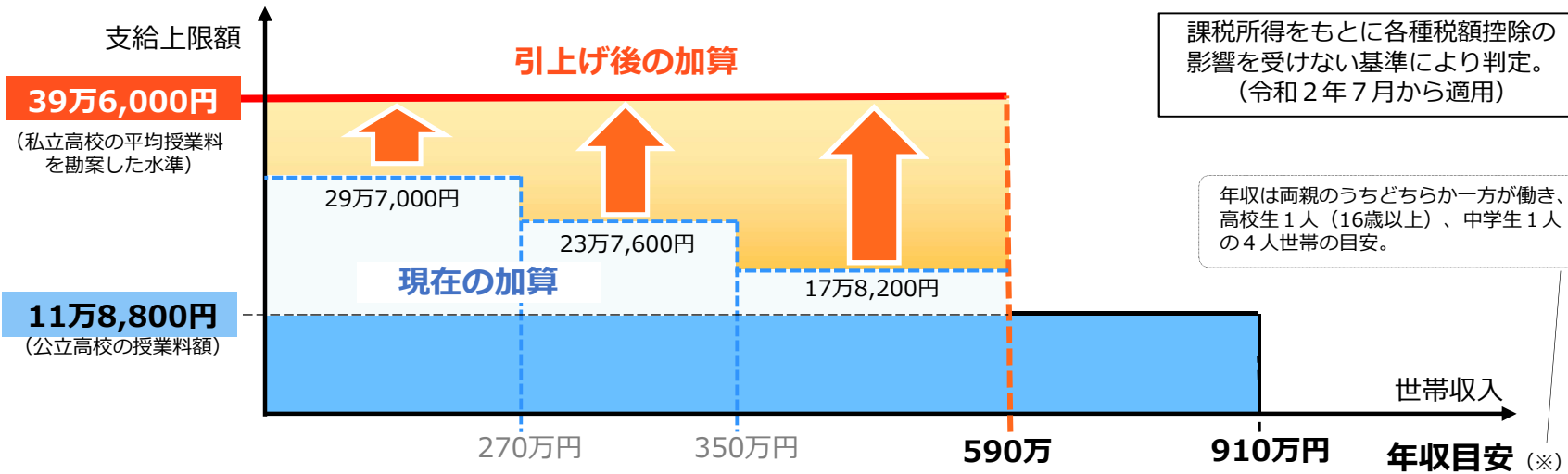
目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金の支給上限額を私立高校の平均授業料を勘案した水準（39万6,000円）まで引き上げることにより、私立高校授業料の実質無償化を実現。
- ◆ 高等学校等就学支援金は、高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に支給（設置者が代理受領）。
 - ＜対象となる学校種＞
高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

令和2年4月からの実施内容



※私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円

成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

高校等専攻科の生徒への修学支援の創設

令和2年度予算額（案） 245百万円
（新 規）



背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



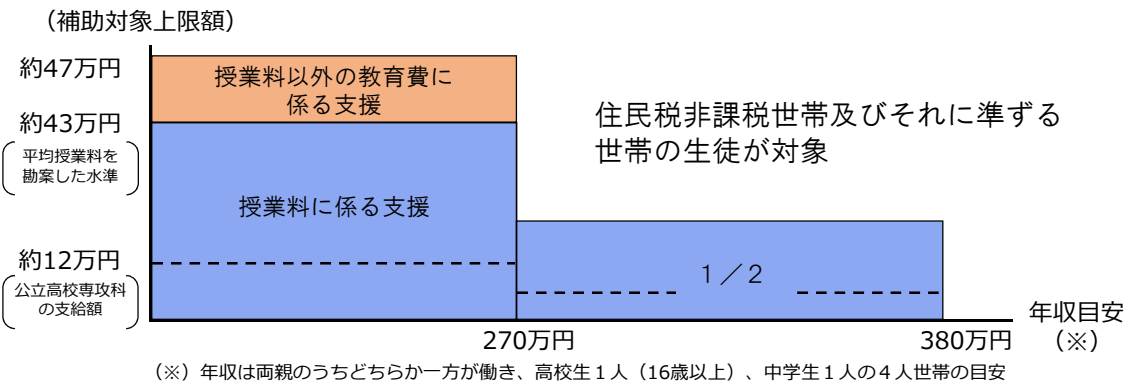
目的・目標

- 都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 高等学校及び特別支援学校の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、都道府県が支援事業を行う場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。
 - ① 都道府県が授業料に係る支援を行う場合に、その経費の1/2を国が補助する。
 - ② 都道府県が授業料以外の教育費に係る支援を行う場合に、その経費の1/3を国が補助する。（高校生等奨学給付金において別途計上）

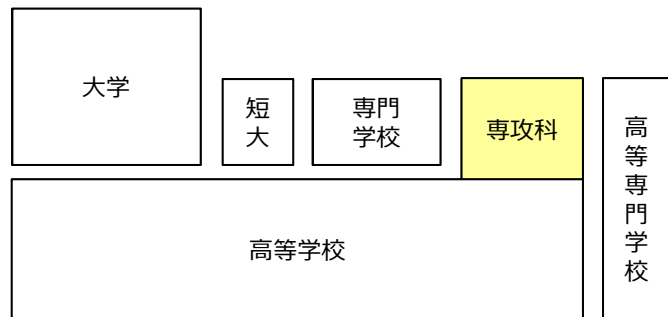
<支援スキーム>



○ 1人当たり補助対象上限額

	年収270万円未満 （住民税非課税世帯）		年収270万円～380万円 ※270万円未満世帯の支給額の1/2	
	公立	私立	公立	私立
授業料	118,800円	427,200円	59,400円	213,600円
授業料以外	36,500円	38,100円	—	—

<各教育機関の位置づけ>



（専攻科）

高校及び特別支援学校高等部の本科の教育内容を基礎に、資格取得のための教育等を実施。

<対象となる学校>

高等学校、特別支援学校の専攻科

※大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する専攻科（特別支援学校は、障害者の就労支援に資する教育課程を含む）を対象とする。

成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



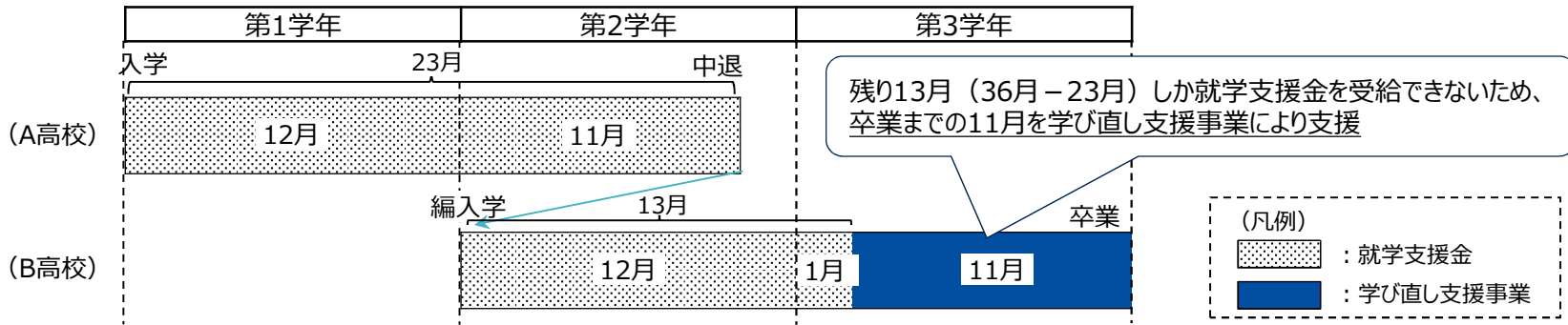
目的・目標

○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料に係る支援金（118,800円）を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助（補助率：10／10）。
- ◆ 年収約910万円未満の世帯の生徒等を対象に支給。対象となる高等学校等の範囲は、就学支援金制度と同様。
- ◆ 令和2年度予算（案）
 - 支給上限額の拡充（令和2年4月から実施）
私立高校等に通う生徒の支給上限額（297,000円）を年収590万円未満世帯まで拡充（現行は年収270万円未満世帯まで）。
 - 判定基準の見直し（令和2年7月から実施）
地方税の所得割額から、課税所得をもとに各種税額控除の影響を受けない基準により判定。
 - 定時制・通信制以外の高校等の支給期間の見直し
これまでの支給の実態を踏まえ、定時制・通信制以外の高校等における支給期間を見直す（2年→1年）。

<イメージ（例）：A高校を1年と11月中途退学後、B高校の第2学年に編入学した場合>



※修業年限を超過した者は支給対象としない。

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和2年度予算額（案） 13,610百万円
（前年度予算額 13,931百万円）



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

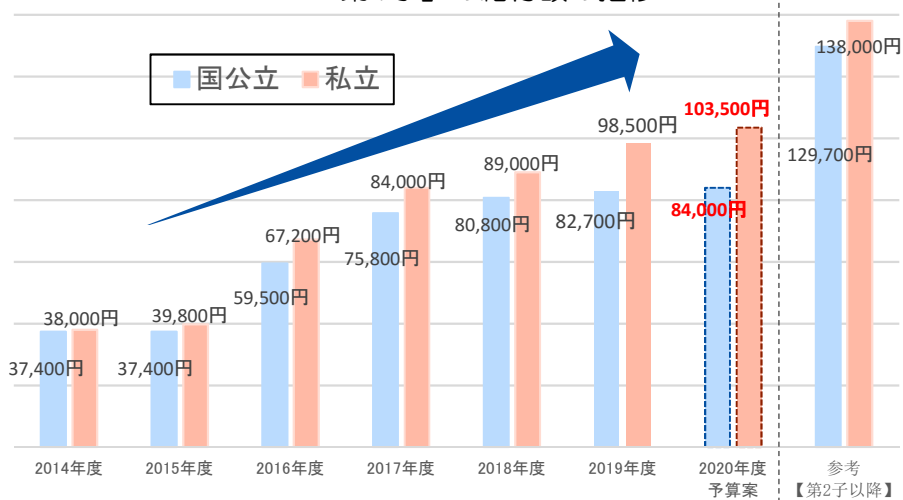
事業内容

- ◆ 低所得世帯（生活保護世帯・非課税世帯）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費など
- ◆ 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率 1 / 3）
- ◆ 家庭の教育費の負担が大きい 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合は給付額を増額。
- ◆ 令和2年度予算案
 - ・ 非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額（教科外活動費の増 国公立：+1,300円 私立：+5,000円）
 - ・ 専攻科に通う生徒への支援（新規）

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	82,700円 ↓(+1,300円) 84,000円	98,500円 ↓(+5,000円) 103,500円
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	129,700円	138,000円
非課税世帯 通信制	36,500円	38,100円
生活保護・非課税世帯 専攻科	36,500円	38,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

「第1子」の給付額の推移



成果、事業を実施して 期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

17. 義務教育教科書の無償給与

(前年度予算額	44,791百万円)
令和2年度予算額(案)	46,013百万円

1. 要 旨

義務教育教科書購入費については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費。

2. 内 容

令和2年度義務教育教科書購入費は、令和2年度から小学校において実施される新学習指導要領に対応した教科書のページ数増加を定価に反映する等、必要な経費として、総額で約460億円を計上。

(1) 予算額等の推移

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度 (予算額(案))
予算額	411億円	416億円	432億円	448億円	460億円
定価改定率	+0.5%	±0.0%	±0.0%	+0.3%	+3.2%(小) ±0.0%(中)

※令和元年10月の消費税率引上げ(8%→10%)に伴い、別途1.48%を計上。

(2) 令和2年度児童生徒1人当たりの平均教科書費

- ・小学校用教科書 4,083円(教科書一冊あたり403円)
- ・中学校用教科書 5,467円(教科書一冊あたり518円)

義務教育教科書の無償給与

令和2年度予算額（案） 460億円
（前年度予算額 448億円）



文部科学省

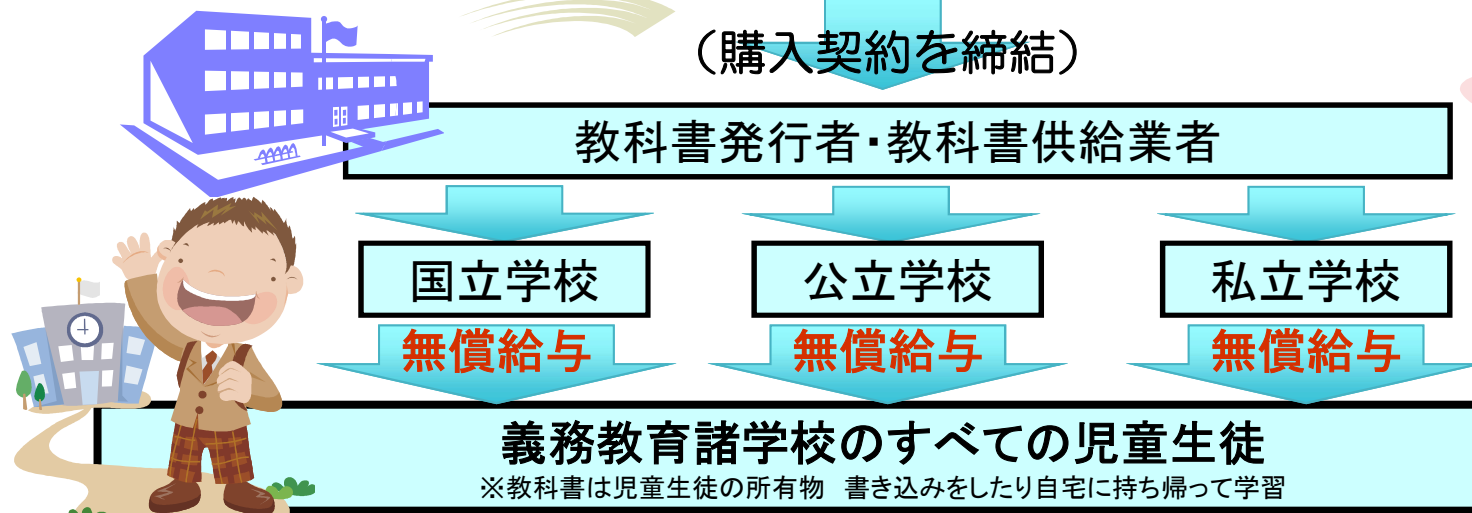
～ 理念 ～

- 憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現
- 次代を担う子供たちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて教育的意義から実施
- 教育費の保護者負担の軽減

昭和38年の制度発足以来、
国民の間に深く定着



諸外国においても多くの国で教科書の
無償制度を実施



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算額	411億円	416億円	432億円	448億円	460億円
定価改定率	+0.5%	±0.0%	±0.0%	+0.3%	+3.2%(小) ±0.0%(中) (※)

新学習指導要領（小学校）に対応した教科書のページ数の増加等を反映するために必要な経費を新たに計上

※令和元年10月の消費税率引上げ（8%→10%）に伴い、別途1.48%を計上

（参考）令和2年度児童生徒1人当たりの平均教科書費

・小学校用 4,083円

・中学校用 5,467円

18. 地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業

(前年度予算額 一百万円)
令和2年度予算額(案) 192百万円

1. 要 旨

幼稚園や保育所、認定こども園に通っていない満3歳以上の小学校就学前の幼児を対象に、自然体験、様々な遊びや生活体験を通じた多様な集団的な活動を行う施設等に対して支援を行っている自治体に対して、それらの施設等に対する国と地方が協力した支援の在り方に関する調査を実施する。

2. 内 容

【委託事業者】

都道府県、市町村

【都道府県・市町村における振興・支援方策の例】

- ・地域にとって重要な役割を果たす施設等に関する認証等の仕組みを創設した上で、当該認証等を受けた施設や取組に対する支援を実施。
- ・認可施設への移行に向けた計画等の策定を支援するとともに、併せて当該施設や取組に対する支援を実施。
- ・支援を行った施設等の活動内容や運営状況を収集し、地域における教育振興上の役割や認可施設への移行にあたっての課題等を調査するとともに、質の向上状況等について把握・検証。

地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業

令和2年度予算額（案） 192百万円

（新 規）



文部科学省

趣 旨

- 3歳以上の小学校就学前の幼児は、親しい人間関係の下で営まれる家庭生活から離れて、同年代の幼児や多様な大人との集団的な関わり合いの中で必要な体験を積み重ねることで、自立的な生活態度が培われていく。また、幼児の保護者も、家庭から離れた幼児の姿を見たり、他の保護者と関わり合う中で成長し、家庭での生活や教育がより良いものとなっていく。
- 幼稚園や保育所、認定こども園に通っておらず家庭で育児されている幼児であっても、こうした様々な遊びや生活体験を中心とする地域コミュニティにおける草の根の集団活動に定期的に参画している実態があり、教育的見地から地域にとって重要な役割を果たすものとして自治体が支援を行っている場合もある。こうした地域の取組に関する先導的な支援方策を調査し、取組の質の向上に資するとともに、国と地方が協力した支援の在り方を明らかにする。

事業内容

- 幼稚園や保育所、認定こども園に通っていない満3歳以上の小学校就学前の幼児を対象に、自然体験、様々な遊びや生活体験を通じた集団的な活動を行う施設等に対して支援を行っている自治体に対して、それらの施設等の支援の方策に関する調査を委託。

文部科学省

- ・子どもの安全等の観点から、支援対象施設等が遵守すべき最低限の基準等の設定（人員配置、施設設備、安全管理等）
- ・各都道府県・市町村が支援している施設等の取組状況や支援策、質の向上状況等について事例収集



国と地方が協力した効果的な支援の在り方に関する検討

委託

都道府県・市町村

振興・支援方策例

- ・地域にとって重要な役割を果たす施設等に関する認証等の仕組みを創設した上で、当該認証等を受けた施設や取組に対する支援を実施
- ・認可施設への移行に向けた計画等の策定を支援するとともに、併せて当該施設や取組に対する支援を実施
- ・支援を行った施設等の活動内容や運営状況を収集し、地域における教育振興上の役割や認可施設への移行にあたっての課題等を調査するとともに、質の向上状況等について把握・検証

支援（※）

地域における多様な集団活動等

取組例

- ・人口急増期に団地の有志で創設した幼児施設
- ・地域の神社・寺・教会等が地域の子ども達を集めて集団的活動を行う施設
- ・地域の豊かな自然を活かし、自然体験活動を中心とした活動を行う取組

各施設等において教育的見地から活動計画を策定するとともに、自治体の認証基準等を遵守



自治体からの支援を受け、取組の充実や、保護者の利用料負担の軽減につなげる。

（※）幼児教育・保育の無償化との二重給付にならないよう支援

令和2年度東日本大震災復興特別会計予算（案）

【初等中等教育局関係分】

幼児児童生徒の心のケアや教育支援等 38億円（42億円）

○緊急スクールカウンセラー等活用事業 22億円（24億円）

- ・被災児童生徒の心のケアや教職員・保護者等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラーを配置（800人）等

○被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 16億円（18億円）

- ・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置（711人）

就 学 支 援 31億円（44億円）

○被災地スクールバス等購入経費 0.6億円（0.3億円）

- ・被災により通学困難となった児童生徒の通学支援のためのスクールバス等購入の補助

○被災児童生徒就学支援等事業 30億円（44億円）

- ・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 5億円（5億円）

○福島県教育復興推進事業 0.8億円（0.8億円）

- ・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援

○福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成 3億円（3億円）
に関する事業

- ・構想の中心となる浜通り地域等の教育環境の整備や人材の裾野を広げるための取組を支援

○放射線副読本の普及 0.7億円（0.6億円）

- ・学校における放射線に関する教育の支援として放射線副読本を普及